宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第７条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

令和８年６月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社フージャースアセットマネジメント　②国土交通大臣(2)9090　③代表取締役　小川栄一　④廃止した主たる事務所　東京都千代田区丸の内二丁目２番３号　廃止した従たる事務所　宮城県仙台市青葉区本町一丁目９番６号　⑤1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦東京都千代田区丸の内二丁目２番３号　株式会社フージャースアセットマネジメント　代表取締役　小川栄一

①くまざわ株式会社　②神奈川県知事(1)31153　③代表取締役　赤津裕司　④神奈川県平塚市東中原一丁目２番23号　⑤1000万円　⑥神奈川県知事　⑦神奈川県平塚市東中原一丁目２番23号　くまざわ株式会社　代表取締役　赤津裕司

①西尾不動産ネット　②愛知県知事(5)19217　③**荒**川啓　④愛知県西尾市巨海町南河原76番地　⑤1000万円　⑥愛知県知事　⑦愛知県西尾市巨海町南河原76番地　西尾不動産ネット　**荒**川啓

由利大内ウィンドファーム風力発電事業の評価書公表後における対象事業の実施引継ぎに関する公告

環境影響評価法（平成九年法律第八十一号。以下「法」という。）第三十一条第四項の規定に基づき、次のとおり公告いたします。

一、引継ぎ前の事業者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社
代表取締役社長　大口　豊
東京都千代田区神田須田町一―二五　ＪＲ神田万世橋ビル一五階

二、対象事業の名称、種類及び規模

由利大内ウィンドファーム風力発電事業
風力（陸上）
四、三〇〇kWの風力発電機を一一基

三、対象事業の実施を他の者に引き継いだ旨

当社は、対象事業の実施を由利大内風力合同会社へ引き継ぎました。

四、引継ぎにより新たに事業者となった者の氏名及び住所（法人の場合はその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

由利大内風力合同会社
代表社員　地域エネルギー開発株式会社
職務執行者　大谷　明
東京都千代田区麹町一―五―六　麹町トーセイビル九階

令和八年六月十日

東京都千代田区神田須田町一―二五　ＪＲ神田万世橋ビル一五階
ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社
代表取締役社長　大口　豊